

鳥取県西部広域行政管理組合消防法等施行細則の一部を改正する規則

〔改正理由〕

消防局長による林野火災に関する注意報及び警報の発令及び解除に関し必要な事項を定めるものです。

〔改正内容〕

1 林野火災に関する注意報及び警報の発令

(1) 消防局長は、気象条件が次のいずれかに該当したときは、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（(2)において「条例」という。）第29条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報を発令するものとする。こととする。（改正後第26条の2第1項関係）

ア 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。

イ 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

(2) 消防局長は、気象条件が(1)ア又はイのいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表されたときは、条例第29条の9の規定による林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発令するものとする。こととする。（改正後第26条の2第2項関係）

2 林野火災に関する注意報及び警報の解除

消防局長は、1(1)の注意報又は1(2)の警報を発令している場合において、気象状況がその発令基準に該当しなくなったときは、当該注意報又は警報を解除するものとする。こととする。（改正後第26条の2第3項関係）

3 消防局長への委任

1及び2に定めるもののほか、1(1)の注意報及び1(2)の警報の発令及び解除に関し必要な事項は、消防局長が定めるものとする。こととする。（改正後第26条の2第4項関係）

〔施行期日〕

この規則は、令和8年3月1日から施行することとする。

（鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例（令和8年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 号）の第1条の規定の施行の日と同じ。）